

件名	常磐自動車道 十王川橋耐震補強工事				
----	-------------------	--	--	--	--

番号	質問分類 (選択)	質問対象 (選択)	質問箇所	質問事項	回答 (発注者使用欄)
1	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告(説明書) ※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	契約履行要件等一覧表 【配置予定技術者に契約後に求める要件】	配置予定技術者に求める項目において「同種工事」に記載している施工経験を有する者が要件になっております。中途採用した技術者について、施工経験の証明書類(CORINS登録データや契約書等)を提出すれば、前職での施工経験も要件を満たしている技術者として認めて頂くことは可能でしょうか。技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係として、3ヵ月以上の雇用関係があることを条件とします。	契約締結後、別添『契約履行要件「配置予定技術者資格・経験」早見表』に示す資格及び施工経験を証明する書類を監督員に提出して頂ければ認められます。 なお、土木工事共通仕様書1-7-1に示す雇用関係を前提とします。
2	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告(説明書) ※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	入札公告(説明書)P12 契約履行要件「配置予定技術者資格・経験」早見表	2番特定JV(甲型)備考欄の「構成員①②のうちいずれかの技術者が同種工事a)かつb)を有すれば良い」との記載がありますが、構成員①技術者が同種工事の施工経験を有していなくても構成員②技術者が有していれば参加は可能でしょうか。	参加可能です。
3	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)(段階的選抜方式対象工事の場合)	課題と着目点 【提案1】(評価項目①)について	課題と着目点を作成するにあたり、評価項目と各様式において「品質向上」と「品質確保」と表現に差異が見られますが、下記のうち、どれが正しいでしょうか。ご教示ください。 1) 技術評価項目「コンクリート打設時の品質向上に関する技術提案」 2) 課題と着目点の様式「コンクリート打設時の品質向上に関する技術提案」 3) 技術提案書の様式「コンクリート打設時の品質確保に関する技術提案」	正しくは「品質確保」です。 令和8年3月24日付訂正公告をご確認ください。
4	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)(段階的選抜方式対象工事の場合)	課題と着目点 【提案1】(評価項目①)および【提案2】(評価項目②)の対象範囲について	課題と着目点を作成するにあたり、評価項目①と②の提案範囲の「橋脚のコンクリート巻立て補強」は、鮎川橋と十王川橋(上下線)のA1-5のみでしょうか。下記は、対象外と考えてよろしいでしょうか。 ・大久保橋(上り線) : エンドポストRC巻立て、鉛直材RC巻立て、アーチリブ間RC一体化構造 ・日立桜川橋(上り線) : エンドポスト間RC一体化構造、アーチリブ間RC一体化構造 ・平沢川橋(上り線) : エンドポスト間RC一体化構造、鉛直材RC巻立て、アーチリブ間RC一体化構造 ・田尻高架橋(上り線) : 縁端拡幅工 ・上合高架橋(上り線) : 縁端拡幅工、根巻きコンクリート工	鋼板巻立て補強部の根巻きコンクリートは対象範囲となりますが、アーチ橋の部材補強、縁端拡幅工は対象範囲外です。
5	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)(段階的選抜方式対象工事の場合)	課題と着目点 対象範囲について	課題と着目点を作成するにあたり、特記仕様書1ページ目 1-2 施工内容 下部工補強 3 7 基の内訳をご教示願います。	下部工補強37基の内訳は下記のとおりです。 大久保橋(上り線) : エンドポスト2基、アーチリブ1基、鉛直材2基 日立桜川橋(上り線) : エンドポスト2基、アーチリブ1基 平沢川橋(上り線) : エンドポスト2基、アーチリブ1基、鉛直材2基 鮎川橋(上り線) : 橋脚3基 田尻高架橋(上り線) : 橋脚8基 上合高架橋(上り線) : 橋脚2基 十王川橋(上り線) : 橋脚9基 十王川橋(下り線) : 橋脚2基 なお、十王川橋P8は上下線で下部工補強を施工予定ですが、ラーメン橋脚のため上下線で1基と計上しています。

件名	常磐自動車道 十王川橋耐震補強工事
----	-------------------

番号	質問分類 (選択)	質問対象 (選択)	質問箇所	質問事項	回答 (発注者使用欄)
6	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	技術提案【提案1】と【提案2】の対象範囲について	アーチ橋箇所の部材補強工【アーチリブ間】RC一体化構造は対象範囲に含まれるのでしょうか。	アーチ橋の部材補強は対象範囲外です。
7	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	技術提案【提案4】の対象範囲について	高速道路利用者等の第三者への安全対策は高速道路上だけでなく、橋梁下の第三者は含まれるのでしょうか。	橋梁下の第三者への安全対策は対象範囲外です。
8	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	様式4について	「評価項目毎の記載分量は問わないものとする。」という記載は削除しても構いませんか。	削除して頂いて構いません。
9	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	様式4について	フォントの種類、様式の余白サイズ、行間隔や文字間隔の設定は任意と考えてよろしいでしょうか。	フォントの種類、紙面の余白サイズ、行間隔や文字間隔については判読可能な範囲で任意に設定していただいて構いません。
10	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	技術資料作成説明書 6. 様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料	③『「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」で記載した内容は、二次審査の技術提案書において、全ての「着目点」の内容を網羅するように作成すること。』とありますが、二次審査時に一次審査時の全ての「着目点」の内容を網羅した上で、一次審査時に記載のない着目点を追加してもよろしいでしょうか。	様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査)」に記載のない着目点を様式-提案2「技術提案書」に追加して頂いても構いません。
11	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	技術資料作成説明書 6. 様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料	③『「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」で記載した内容は、二次審査の技術提案書において、全ての「着目点」の内容を網羅するように作成すること。』とありますが、様式-提案2の「1. 課題と着目点」に記載する際は、全ての着目点に記載した内容を網羅できていれば、文面を変更しても構いませんか。	様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査)」に記載した全ての着目点の内容を網羅できていれば、様式-提案2「技術提案書」にて文面を変更して頂いても構いません。
12	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	入札公告(説明書) 評価基準	工事現場で添加攪拌する流動化剤は、◇過度なコスト負担を要する提案の取扱いとして『①【提案1・提案2】コンクリートの仕様変更...』に該当するのでしょうか。	コンクリート施工管理要領のA1-5に関連する規定を満足する場合は、◇過度なコスト負担を要する提案の取扱いとして『①【提案1・提案2】コンクリートの仕様変更...』には該当いたしません。ただし、設計図書に示すコンクリートA1-5の規格に適合する場合に限りです。
13	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案1】、【提案2】の提案対象範囲について	鋼板巻立て補強部の根巻きコンクリート及び縁端拡幅工Bは提案範囲の対象と考えてよろしいでしょうか。	鋼板巻立て補強部の根巻きコンクリートは対象範囲となりますが、縁端拡幅工Bは対象範囲外です。
14	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案1】、【提案2】の提案対象範囲について	部材補強工RC一体化構造は提案範囲の対象と考えてよろしいでしょうか。	アーチ橋の部材補強は対象範囲外です。
15	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案1】、【提案2】の提案対象範囲について	伸縮装置取替における後打ちコンクリート(超速硬コンクリート)は提案範囲の対象外と考えてよろしいでしょうか。	対象範囲外です。
16	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案1】、【提案2】の提案対象範囲について	評価項目の表中に『【提案1】橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート打設時・・・(略)』と記載がございますが、特記仕様書26-23無収縮モルタル充填工は、巻立て補強におけるコンクリート打設に含まれるのでしょうか。	対象範囲外です。

件名	常磐自動車道 十王川橋耐震補強工事				
----	-------------------	--	--	--	--

番号	質問分類 (選択)	質問対象 (選択)	質問箇所	質問事項	回答 (発注者使用欄)
17	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案1】、【提案2】の提案対象範囲について	上記の質問 (No.9) に併せて、特記仕様書26-23無収縮モルタル充填工に『無収縮モルタル充填工の材料は、構造物施工管理要領 III-5-2-3の規定によるものとする。』と記載がございます。構造物施工管理要領に III-5-2-3の記載がございません。材料の指定をご教示願います。	正しくは「構造物施工管理要領II-5-2-3」です。上記については交付図書を訂正いたします。
18	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案1】、【提案2】の提案対象範囲について	6-7寒中コンクリートや6-8暑中コンクリートに関する内容も提案対象と考えてよろしいでしょうか。	コンクリート施工管理要領 (令和7年7月) 6-1運搬および打込み、6-2養生に関連する項目であれば対象範囲となります。
19	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案3】の提案対象範囲について	評価項目の表中に『【提案3】既設構造物へのアンカー等の削孔… (略)』と記載がありますが、橋脚内部充填工圧送計画図(鮎川橋:設計図p123/438, 124/438)に記載のある削孔φ100, L=1500×2カ所は提案範囲の対象外と考えてよろしいでしょうか。	橋脚内部充填工は見積活用対象であるため、技術提案の対象範囲外です。
20	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案3】の提案対象範囲について	評価項目の表中に『【提案3】既設構造物へのアンカー等の削孔による… (略)』と記載がございます。このアンカー等に、特記仕様書26-5に示す鉄筋工T1の組立て用アンカーも対象という理解でよろしいでしょうか。	既設構造物へのアンカー等の削孔であれば対象範囲となります。
21	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案3】の提案対象範囲について	評価項目の表中に『【提案3】既設構造物へのアンカー等の削孔による… (略)』と記載がございます。このアンカー等に、設計図(鮎川橋(上り線)数量総括表 図面番号1/30に示す、炭素繊維巻き立て工の固定アンカーA・B・Cも対象という理解でよろしいでしょうか。	固定アンカーは見積活用対象であるため、技術提案の対象範囲外です。
22	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案3】の提案対象範囲について	評価項目の表中に『【提案3】既設構造物へのアンカー等の削孔による… (略)』と記載がございます。くわえて、特記仕様書26-7落橋防止工に『削孔に当たっては、鉄筋位置調査を行い… (略)』と記載がございますが、標準案における鉄筋位置調査の仕様(探査深度)をご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
23	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案3】の提案対象範囲について	受注後に各橋梁の完成図(配筋図)をご提供して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。
24	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案4】の提案対象範囲について	高速道路利用者等の第三者への安全対策に関して、本線上での片側通行規制材の設置・撤去に関する安全対策は評価対象に該当するのでしょうか?	対象範囲外です。
25	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案4】の提案対象範囲について	『支取替工(ジャッキアップからジャッキダウンまで)』には、特記仕様書p35に記載のある上部補強工及び支取補強工は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づくジャッキアップからジャッキダウンまでの期間中における高速道路利用者等の第三者への安全対策であれば対象範囲となります。
26	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案4】の提案対象範囲について	【提案4】高速道路利用者等の第三者への安全対策と記載がありますが、高架橋下を利用する第三者への安全対策も評価対象に該当するのでしょうか。	橋梁下の第三者への安全対策は対象範囲外です。
27	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案4】の提案対象範囲について	『支取替工(ジャッキアップからジャッキダウンまで)』には、高速道路の本線上からクレーンによる荷下ろしや荷揚げに係る課題や着目点も対象範囲と考えてよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づくジャッキアップからジャッキダウンまでの期間中における高速道路利用者等の第三者への安全対策であれば対象範囲となります。
28	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案4】の対象範囲	『支取替工(ジャッキアップからジャッキダウンまで)における高速道路利用者等の第三者… (略)』と記載がございます。ジャッキアップ、ジャッキダウンを実施する時間帯に指定はございますでしょうか。もしくは受注者の任意という理解でよろしいでしょうか。	施工する時間帯に指定はありません。貴社の施工計画に基づきお考え下さい。

件名	常磐自動車道 十王川橋耐震補強工事				
----	-------------------	--	--	--	--

番号	質問分類 (選択)	質問対象 (選択)	質問箇所	質問事項	回答 (発注者使用欄)
29	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	【提案1】、【提案2】の提案対象範囲について	「橋脚のコンクリート巻立て補強」とは、RC巻立てのことであり、アーチリブ間一体化、アーチエンドポスト補強、アーチ鉛直材補強、縁端拡幅工、鋼板巻立て補強部の根巻きコンクリートは提案の対象外と考えてよろしいでしょうか。	鋼板巻立て補強部の根巻きコンクリートは対象範囲となりますが、アーチ橋の部材補強、縁端拡幅工は対象範囲外です。
30	質問書A(申請書等に関する質問)	技術資料作成説明書	6. 様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料	『記載上の注意事項 ③「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」で記載した内容は、二次審査の技術提案書において、全ての「着目点」の内容を網羅するように作成すること。』とありますが、二次審査時に一次審査時の全ての『着目点』の内容を網羅した上で、一次審査時に記載のない着目点を追加することは可能でしょうか。ご教示願います。	様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査)」に記載のない着目点を様式-提案2「技術提案書」に追加して頂いても構いません。
31	質問書A(申請書等に関する質問)	技術資料作成説明書	6. 様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料	『記載上の注意事項 ③「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」で記載した内容は、二次審査の技術提案書において、全ての「着目点」の内容を網羅するように作成すること。』とありますが、様式-提案2の「1. 課題と着目点」に記載する際は、全ての着目点の内容を網羅できていれば、一次審査時の技術提案書に記載した文面を変更しても構いませんでしょうか。ご教示願います。	様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査)」に記載した全ての着目点の内容を網羅できていれば、様式-提案2「技術提案書」にて文面を変更して頂いても構いません。
32	質問書A(申請書等に関する質問)	技術資料作成説明書	6. 様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料	『記載上の注意事項 ③「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」で記載した内容は、二次審査の技術提案書において、全ての「着目点」の内容を網羅するように作成すること。』とありますが、様式-提案2は「1. 課題と着目点」と記載されており、課題と着目点の両者を記載するようになっています。全ての『着目点』の内容を網羅できていれば、様式-提案2では、『課題』については特に記載は不要と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	様式-提案2「技術提案書」の「1. 課題と着目点」には、様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査)」に記載した全ての着目点の内容を網羅し、かつ課題の要点を記載願います。
33	質問書A(申請書等に関する質問)	技術資料作成説明書	6. 様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料	『記載上の注意事項 ⑤記載する文字の大きさは10ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること。』とありますが、それ以外の様式4の余白サイズ・文字行間隔・文字間隔・文字数・枠組みの寸法などについては、判読可能であれば変更しても問題ないでしょうか。ご教示願います。	そのとおりとお考え下さい。
34	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	様式4	様式4に記載されて、黄色ハッチングされている『評価項目毎の記載分量は問わないものとする。』の注意書き文章を削除することは可能でしょうか。ご教示願います。	削除して頂いて構いません。
35	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	評価項目① 橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート打設時※1の品質向上に関する技術提案 評価項目② 橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート養生時※2の品質確保に関する技術提案	評価項目①・②に記載の提案の評価対象として『橋脚のコンクリート巻立て補強』とありますが、RC巻立て以外のRC一体化構造(アーチリブ間)および、RC一体化構造(エンドポスト間)も評価対象に含むでしょうか。ご教示願います。	アーチ橋の部材補強は対象範囲外です。
36	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	評価項目① 橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート打設時※1の品質向上に関する技術提案 評価項目② 橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート養生時※2の品質確保に関する技術提案	上記に付随して、縁端拡幅工(田尻高架橋・上合高架橋)、鋼板巻立ての根巻きコンクリート(上合高架橋)も評価対象となるでしょうか。ご教示願います。	鋼板巻立て補強部の根巻きコンクリートは対象範囲となりますが、縁端拡幅工は対象範囲外です。

件名	常磐自動車道 十王川橋耐震補強工事			
----	-------------------	--	--	--

番号	質問分類 (選択)	質問対象 (選択)	質問箇所	質問事項	回答 (発注者使用欄)
37	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	評価項目④ 支承取替工 (ジャッキアップからジャッキダウンまで) における高速道路利用者等の第三者への安全対策に関する技術提案	『高速道路利用者等の第三者への安全対策』における提案の対象は、高速道路を通行する一般車両とそれ以外の高架橋下の道路を通行する第三者も含むでしょうか。ご教示願います。	高架下の道路を通行する第三者への安全対策は対象範囲外です。
38	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	評価項目④ 支承取替工 (ジャッキアップからジャッキダウンまで) における高速道路利用者等の第三者への安全対策に関する技術提案	『支承取替工 (ジャッキアップからジャッキダウンまで)』とありますが、提案対象は、ジャッキアップ開始からジャッキダウン完了までの間に行う作業に限定されると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりとお考え下さい。
39	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	評価項目④ 支承取替工 (ジャッキアップからジャッキダウンまで) における高速道路利用者等の第三者への安全対策に関する技術提案	『支承取替工 (ジャッキアップからジャッキダウンまで)』と記載されていますが、ジャッキアップ開始からジャッキダウン完了までの期間以外に実施する作業であっても、提案対象期間中の第三者への安全対策となる提案であれば、評価対象となるのでしょうか。ご教示願います。	貴社の施工計画に基づくジャッキアップからジャッキダウンまでの期間中における高速道路利用者等の第三者への安全対策であれば対象範囲となります。
40	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	評価項目④ 支承取替工 (ジャッキアップからジャッキダウンまで) の提案範囲について	評価項目④ 支承取替工 (ジャッキアップからジャッキダウンまで) の提案範囲は特記仕様書P35区分内容記載の <ul style="list-style-type: none"> ・ジャッキアップ ・既設支承の撤去 (ソールプレートの撤去、ガウジング処理、グラインダー仕上げを含む) 及び既設アンカーの切断・防錆 ・下横構、ガセットプレート、水平補剛材の撤去、切断、新材の設置、高力ボルトの本締、ピンテール仕上げ ・既設桁切断 (切断箇所の防錆・グラインダー仕上げを含む) ・新設支承 (調整台座・沓座モルタルを含む) の製作、防錆、塗装、輸送、据付・調整 ・ジャッキダウン の作業の範囲であり、 <ul style="list-style-type: none"> ・既設耐震連結装置の撤去 ・既設桁部への高力ボルト接合部の現場孔明工 ・上部補強工及び支承補強工の製作、防錆、輸送、設置、高力ボルトの本締 の3項目や、アンカー工、既設コンクリート構造物のはつり等の作業は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づくジャッキアップからジャッキダウンまでの期間中における高速道路利用者等の第三者への安全対策であれば対象範囲となります。
41	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点 (一次審査) (段階的選抜方式対象工事の場合)	評価項目④ 支承取替工 (ジャッキアップからジャッキダウンまで) の提案範囲について	評価項目④ 支承取替工 (ジャッキアップからジャッキダウンまで) の提案範囲には、高速道路を1車線規制し、補強材等を搬入する作業も含まれないと考えてよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づくジャッキアップからジャッキダウンまでの期間中における高速道路利用者等の第三者への安全対策であれば対象範囲となります。